





	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十八条第四項	第一項及び第二項	第一項及び第二項	商店街振興組合法第七十七条の規定及び同法第七十八条において準用する第四百七十八条第二項
第四百七十九条第一項	前条第二項から第四項まで	前条第二項から第四項まで	第四百七十五条第二号
第四百八十三条第四項	第四百七十八条第一項第一号	第四百七十八条第一項第一号	前条第二項及び第四項
第四百八十三条第五項及び第四百八十五条	第四百七十五条各号	第四百七十五条各号	商店街振興組合法第七十七条
第四百九十二条第一項及び第四百九十九条第一項	第四百七十八条第二項から第四項まで	第四百七十八条第二項から第四項まで	第四百七十八条第二項及び第四項
第八百七十二条第一号	第八百七十四条各号	第八百七十四条各号	組合（商店街振興組合法第二条に規定する組合をいう。）が解散した場合（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）及び第四百七十五条第二号
第八百七十二条第四号	第八百七十条第一項各号	第八百七十条第一項各号	第八百七十四条第一号及び第四号
第八百七十二条第一号、第三号及び第四号	同項第一号、第三号及び第四号	同項第一号、第三号及び第四号	第八百七十条第一項第一号及び第二号
2 法第七十八条の規定により組合の清算人について法第五十二条第九項の規定を準用する場合における同項の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四百二十六条第一項及び第四百二十七条第一項	第四百二十四条	第四百二十四条	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第四項
第四百二十六条第一項	第四百二十三条第一項	第四百二十三条第一項	同法第七十八条において準用する同法第五十二条第一項
第四百二十六条第一項	監査役設置会社	監査権限限定組合（同法第三十五条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。）以外の組合	監査権限限定組合（同法第三十五条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。）以外の組合
第四百二十六条第二項	前条第一項	前条第一項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第五項
第四百二十六条第三項	前条第三項	前条第三項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第七項
第四百二十六条第八項	前条第二項各号	前条第二項各号	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第六項各号
第四百二十七条第一項	前条第四項及び第五項	前条第四項及び第五項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第八項
第四百二十七条第一項	取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	組合
第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項	非業務執行取締役等が非業務執行取締役等と	非業務執行取締役等が非業務執行取締役等と	組合
第四百二十七条第三項	第四百二十五条第三項	第四百二十五条第三項	組合
第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項	清算人が清算人と	清算人が清算人と	組合
第四百二十七条第三項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第七項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第七項	組合
第四百二十七条第四項第一号	第四百二十五条第二項第一号及び第二号	第四百二十五条第二項第一号及び第二号	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第六項第一号及び第二号
第四百二十七条第四項第三号	第四百二十三条第一項	第四百二十三条第一項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第一項
第四百二十七条第五项	第四百二十五条第四項及び第五項	第四百二十五条第四項及び第五項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十二条第八項
3 法第七十八条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定
第三百五十七条第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三百八十二条第一項及び第三百八十五条第一項	監査役設置会社にあつては、監査役	監査権限限定組合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限限定組合をい	う。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事
第三百八十二条第一項	監査役は	監査役は	監事は

			第三百八十九条第三項並びに第三百八十六条監査役設置会社	監査権限限定組合以外の組合
第三百八十六条第一項			第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条監査役設置会社	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項の規定並びに同法第五十七条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第三百八十六条第二項			第三百四十九条第四項監査役が監事が	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項の規定並びに同法第五十七条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第三百八十六条第一項及び第二項			第三百四十九条第四項監査役が監事が	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項の規定並びに同法第五十七条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
規定			読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項第一号			第八百四十九条第三項監査役設置会社監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）	監査権限限定組合（商店街振興組合法第二十五条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）
第八百四十九条の一第一号			第八百四十九条の一監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）	監査権限限定組合（商店街振興組合法第二十五条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）
第八百五十条第四項			第八百五十条、第一百二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	監査権限限定組合（商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項の規定並びに同法第五十七条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）
読み替える会社法の規定			読み替える字句	読み替える字句
第三百五十三条			第三百四十九条第四項商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項の規定並びに同法第五十七条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第三百六十四条			第三百四十九条第四項監査権限限定組合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。）	監査権限限定組合（商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項の規定並びに同法第五十七条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）
附 則 抄			この政令は、商店街振興組合法の施行の日（昭和三十七年八月十五日）から施行する。	この政令は、商店街振興組合法の施行の日（昭和三十七年八月十五日）から施行する。
（施行期日）			この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。	この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
第一条 附 則	（平成一九年一月一二日政令第八号）		この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。				
附 則	（平成一四年七月一九日政令第一九七号）		この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。	この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。				